



愛知かきつばたの会

2007年 11 & 12 月号 発行：愛知かきつばたの会事務局

名古屋市北区山田 1-1-40 寿ゞやマンション大曾根 2 階水谷司法書士事務所内)

TEL：052-916-9131 FAX：052-911-3129

11 月・12 月の相談会予定 (AM10:00にお集まり下さい。)

- | | | |
|-------------|--------|------------------|
| 11 / 4 (日) | 司法書士会館 | AM10:00 ~ PM2:00 |
| 11 / 18 (日) | 司法書士会館 | AM10:00 ~ PM2:00 |
| 12 / 2 (日) | 司法書士会館 | AM10:00 ~ PM2:00 |
| 12 / 16 (日) | 司法書士会館 | AM10:00 ~ PM2:00 |

11 月・12 月の交流・勉強会予定

交流・勉強会は会員の方のみです。 相談も行います。

- | | | |
|-------------|--------------|-----------------|
| 11 / 14 (水) | 六郷コミュニティセンター | PM6:00 ~ PM8:00 |
| 11 / 28 (水) | 六郷コミュニティセンター | PM6:00 ~ PM8:00 |
| 12 / 12 (水) | 六郷コミュニティセンター | PM6:00 ~ PM8:00 |
| 12 / 26 (水) | 六郷コミュニティセンター | PM6:00 ~ PM8:00 |

[六郷コミュニティセンター...地下鉄・JR・名鉄瀬戸線大曾根駅下車]

定期面接相談

毎週水曜日 (祝日は除く) 名古屋市北区事務局 AM9:00 ~ PM4:30

電話予約の上、面談いたします (会場：六郷コミュニティセンター)

六郷コミュニティセンター



ココ!

愛知県司法書士会館



ここ!

特集： 第27回全国クレ・サラ・商工ローン・ヤミ金被害者交流集会in滋賀

会長から！

被害者交流集会の報告

会長 藤井 孝信

去る9月29、30日に滋賀県大津市のびわ湖ホールをメイン会場として開催された、「第27回全国クレ・サラ・商工ローン・ヤミ金被害者交流集会in滋賀」に参加してきました。

北海道から沖縄まで、全国から約1500名の弁護士、司法書士や仲間たちが結集しました。全国集会は、第22回の金沢から毎年参加してきましたが年々仲間の輪が広がって行くのを感じました。

来賓には、滋賀県知事の嘉田由紀子氏をはじめ、大津市長、内閣自殺対策推進室の参事官や、金融庁信用制度参事官室の職員等もおり行政サイドも、多重債務対策に協力する姿勢が見えました。

29日には、集会の事務局長である土井裕明弁護士が基調報告で、「多重債務の構造として、生活費不足を高金利のサラ金に頼る事があり、低利の公的融資制度の必要性」を訴えていました。また、被害者体験報告では、認知症の80歳の女性が過剰与信による次々販売で宝石や着物など総額3400万の債務を負う悪徳商法の被害報告がありました。

分科会は、被害者交流Aに参加し、他地域の相談団体の現状や会員同士の交流のあり方、相談員の育成等について、意見を交わしました。今後の当会の活動に活かして行きたい事が、多々ありました。

第25回集会では、韓国の野党党首が国内ののクレジットカード等による、多重債務者問題の講演がありましたが、今回は台湾の法律扶助基金会の会長の挨拶があり、クレサラ問題が、日本にとどまらず、東アジアに広がりを見せている様子が伺えます。そして韓国や台湾は、クレサラ対策の先進国である日本の状況、行く末を見つめているのです。

30日は、前京都大学教授で、今年から同志社大学教授の橋木 俊詔先生が「格差社会の行く末」と題し講演し、その後のパネルディスカッションでは、「現代の貧困と生存権保障のあり方を考える」として、野州市の消費生活相談員の生水 裕美らが、「貧困、多重債務、生活保護」の問題には、行政内の連携が必要と述べていました。

今回の全国集会は、昨年12月の貸金業規制法改正を受け、前回までの「高金利打破、多重債務者救済」から1歩踏み込み「多重債務発生の防止、貧困の回避」が新たな私達のテーマだと決意されるものでした。

諸事情により、琵琶湖のほとりにある宿泊会場に着いたのが夜中の12時。
残念ながら、分科会（「過剰与信」の勉強会に出る予定でした）と懇親会には参加できませんでしたが、日曜日開催の2日目にはフルで参加しましたので、そのうちの一部についてレポートします。

～同志社大学経済学部橋木教授の基調講演より～

「格差社会の行く末」というテーマでお話をされました。要旨は、次のようであったと記憶しています。

・・・「格差」はどんどん広がっていく。それは統計学的に見ても必然である。それは、日本人の家族構成の変化に原因があるから（止められない）。原因は大きく2つあり、1つは、核家族化の進行による高齢者のみの世帯の増加であり、もうひとつは、離婚の増加による一人親家庭の増加である。高齢者のみの世帯、一人親の家庭では、どうしても収入を得る能力、機会に制限があり、必然的に収入が低くなる。高齢者のみの世帯、一人親家庭は今後も増加するから、低収入世帯は増加し、従って格差は拡大する。

そして、「格差」の原因が、そこにあるのだとすると、我々が認識しなければならない重要なことは、（現在、景気がいいとかマスコミでは一般論として言われているが）景気が回復し、経済が好況になっても、それは、大都市や、一部の大企業、そして、元気に働くことのできる人達のみにあてはまることであって、格差の要素となっている層にはあてはまらない。つまり「景気が良くなっても、格差は無くならない」ということだ。

では、格差・・・を無くするにはどうしたらよいか、自助努力だけでは何ともならない面があるので、公的、政策的なバックアップが必要で、そこでポイントは、掛け声だけの見せかけの施策ではなく、実効性を保つための具体的な処置まで含めてやらなければ意味がない・・・。

これを、私達の活動にあてはめて考えてみると、多重債務問題を真に解決するためには、借金の整理だけをしていたのでは不十分で、生活再建に向けてのアドバイス他、相談者の人生が真に回復に向っていくためのフォローをできるように心がけ、実行する必要があるということでしょうか。それは、今回の集会の全体において共通して流れていたテーマだったように感じられます。高金利引下げに成功(?)した現在、もはや問題は借金ではない(と言ったら言い過ぎかもしれませんが)。特定の業界のみに問題の源があり、それを攻撃するだけでよいと思っていたら足元をすくわれるでしょう。その後のパネルディスカッション等においても例示されていましたが、この国にはまだまだ多くの悪魔が放置されています。それらの社会問題を考えていくことも、必要だと思います。

司法書士大野修平

クレサラ被害者全国交流集会に参加して

相談員
から！

山本 博之

第二十七回全国クレジット・サラ金・商工ローン・ヤミ金被害者交流集会が滋賀県大津市にて開催され、愛知かきつばたの会の相談員となって初めて参加することとなった。

昨年十二月に改正貸し金業規制法が成立し、グレーゾーン金利の撤廃、過剰融資防止への総量規制といった貸金業者にとってこれ以上ない厳しい業法改正となった。また、政府は今年四月に「多重債務問題改善プログラム」を発表した。これによると、丁寧に事情を聞いて助言を行う相談窓口の整備・強化、借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付の提供、多重債務発生予防のための金融経済教育の強化、ヤミ金撲滅に向けた警察の取り締まりの強化、以上四点から成っている。こうした昨今の情勢の影響だろうか、当日会場は全国各地から集まった約1500人にも及ぶ参加者の熱気であふれ返っていた。

全体集会の後、各自それぞれ事前に申し込んだ分科会に参加するため、各会場へと移動した。

私は、「第13分科会クレサラ相談員交流」へ参加した。約50人の参加者達とともに熱い議論を交わした。参加者の中には、被害者の会の方はもちろん、民商、司法書士事務所の事務員、消費生活センターの職員の方もいた。皆それぞれが多重債務相談の最前線で頑張っている人達ばかりである。会場からは様々な悩みの声が多く出た。「借金の問題は債務整理を使えば解決するが、債務者本人が抱えている問題は簡単には解決しない」、「過払い金請求のみに固執し、債務者のモラルハザードが起きている」、「債務者の低所得・低収入という貧困の問題に直面している」、「ギャンブル依存症の債務者が債務整理をしたとしても、また借金を繰り返している」など、どれもこれも借金の問題とは関係のないことばかりであった。

これからクレサラ相談員として取り組まなければならないことは、相談者の「人間改革」である。これはどういうことかということ、債務整理の他に、「家計管理指導」と「心のケア」の二つが求められるのだ。私は、多重債務者問題は心の問題であり、命の問題だと考えている。同時に多重債務問題は、特別な人が陥る特別な問題ではなく、誰もが陥る危険性のある問題だと実感している。

多重債務に陥った相談者は、自分だけが愚かで、人生の落伍者だと思っている。そして「相談に行くこと」=「怒られること」「責められること」だと思い込み、相談に行くことを先延ばしにしてしまう。その結果、状況を悪化させている。だからこそ、私が所属している愛知かきつばたの会も含めて多重債務者救済団体には、相談者の話に真剣に耳を傾け、相談者の家計の立て直しとメンタルケアも視野に入れたファイナンシャルカウンセリングを施す必要が今後より一層求められるはずだ。

多重債務者は全国に約230万人いると言われていた一方、多重債務問題専門の相談窓口は圧倒的に少ないというのが現状だ。相談者一人一人と向き合い、債務整理よりも、生活再建と心のケアをサポートする多重債務問題に特化したカウンセリング機関を明らかにし、その相談に携わる相談員の育成も望まれる。今後、急増するであろう借金返済に行き詰まり、やっとの思いで相談に来た多重債務者の多くは、「自分の話を聞いてくれる」「優しく対応してくれる」など精神面でのケアを必要としており、私自身、こうした要望に応えるべく「情熱」と「慈愛」に満ち溢れた相談員にならなければならないと決意を固めるのであった。



平成 19 年 10 月 18 日正午 びわ湖ホール前にて

- - クレサラ相談窓口を拡充するために - -
- - 行政、専門家、市民団体、市民、との連携をめざす - -

最近の活動から

事務局長 水谷英二

9月29日、30日、滋賀の全国クレ・サラ・商工ローン・ヤミ金交流集会では、これまでの多重債務問題に含めて、初めて貧困に焦点をあてて開催されました。全体会、分科会、橘木教授の基調講演、パネルディスカッションと、どれも内容のある素晴らしいものでした。

今日の格差問題の一因である絶対的貧困者(生活保護基準以下の収入しかない世帯)の割合は、20年前は7~8%だったものが現在では13~14%にのぼるそうです。12月15日には、生活保護集会が予定されています。また、生活保護問題対策法律家ネットワーク(仮称)の結成準備中です。是非、その際にはご協力をお願いします。

愛知かきつばたの会では、多重債務者掘りおこし運動の一環として、9月26日 名古屋市北区六郷コミュニティセンター、9月27日 豊橋市民文化会館において、相談会および街宣活動を行いました。今後も、出張相談やミニ講演など開催して、最新のサラ金・ヤミ金対策や、本人ができる特定調停、過払訴訟の取組みを強化したいと思います。

実施する場所等について、ご提案頂ければ幸いです。

